

三原市認定地域クラブ活動指導者の登録に関する要綱

令和8年7月1日

教育委員会要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月文部科学省)の地域クラブ活動に関する認定制度(以下「認定制度」という。)に基づき、三原市教育委員会として地域クラブ活動指導者の登録にあたり必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 三原市認定地域クラブ活動指導者の登録を受けるにあたり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 三原市教育委員会が定める研修を受講し、中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解するとともに、その活動歴又は指導歴を有し、指導のために必要な資質・能力を備えた者であること。
- (2) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 登録申請の時点で18歳以上である者
- (4) 以下のいずれにも該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ウ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

(登録申請)

第3条 三原市認定地域クラブ活動指導者の登録申請は、登録をしよう

とする者が三原市認定地域クラブ活動指導者登録申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）（以下「登録申請書等」という。）を三原市教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定による申請は、持参若しくは郵送又は電子申請によるものとする。

3 三原市教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った者（以下「登録申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。
（登録手続）

第4条 三原市教育委員会は、申請内容等を確認し、第2条に規定する要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。

2 第1条の規定により登録を受けた者は「三原市認定地域クラブ活動指導者」（以下「登録指導者」という。）というものとする。

（登録又は登録不可の通知）

第5条 三原市教育委員会は、前条第1項の規定による登録をしたときは、三原市認定地域クラブ活動指導者登録通知書（様式第3号）により登録申請者に通知するものとする。

2 三原市教育委員会は、前条第1項の規定による登録をしないこととしたときは、三原市認定地域クラブ活動指導者登録不可通知書（様式第4号）により登録申請者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録指導者の登録の有効期間は、登録の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

（変更の届出）

第7条 登録指導者は、登録を受けた後、申請内容のうち登録に係る事項に変更が生じたときは、速やかに三原市認定地域クラブ活動指導者の登録内容変更の届出書（様式第5号）により三原市教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（登録取消しの申出）

第8条 登録指導者は、三原市認定地域クラブ活動指導者の登録を廃止する場合には、速やかに三原市認定地域クラブ活動指導者登録取消しの申出書（様式第6号）により三原市教育委員会に申し出なければならない。

（登録の取消し）

第9条 三原市教育委員会は、登録指導者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により登録を受けたとき。
- (2) 指導助言等を行ったにも関わらず、その改善を期待することができないとき。
- (3) 三原市認定地域クラブ活動の運営団体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 三原市教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、三原市認定地域クラブ活動登録指導者取消通知書（様式第7号）により、指導者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

誓約書

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

三原市教育委員会

三原市認定地域クラブ活動指導者登録通知書

年 月 日付けで申請のあった三原市認定地域クラブ活動指導者の登録申請について、三原市認定地域クラブ活動指導者の登録に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり登録します。

1 登録指導者の氏名

2 登録期間 年 月 日～ 年 月 日

3 留意事項

（※必要に応じて記載）

以上

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

三原市教育委員会

三原市認定地域クラブ活動指導者登録不可通知書

年 月 日付けで申請のあった、三原市認定地域クラブ活動指導者の登録申請について、次の理由により登録しないこととしましたので、三原市認定地域クラブ活動指導者の登録に関する要綱第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 登録申請者の氏名
- 2 登録不可の理由

以上

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

三原市教育委員会 様

住所
氏名

三原市認定地域クラブ活動指導者の登録内容変更の届出書

年 月 日付けで三原市認定地域クラブ活動指導者の登録を受けた内容のうち登録に係る事項に変更が生じたため、三原市認定地域クラブ活動指導者の登録に関する要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録指導者の氏名
- 2 変更事項
- 3 変更年月日
- 4 変更内容 (新)
(旧)
- 5 変更の理由

以上

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

三原市教育委員会 様

住所

氏名

三原市認定地域クラブ活動認定指導者登録取消しの申出書

年 月 日付けの三原市認定地域クラブ活動指導者の登録について、三原市認定地域クラブ活動の指導者の登録に関する要綱第 8 条の規定により、次のとおり三原市認定地域クラブ活動指導者の登録取消しを申し出ます。

- 1 登録指導者の氏名
- 2 登録取消しの申出の理由

以上

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

様

三原市教育委員会

三原市認定地域クラブ活動指導者登録指導者取消通知書

年 月 日付けの三原市認定地域クラブ活動指導者の登録について、次の理由により登録を取り消すこととしましたので、三原市認定地域クラブ活動指導者の登録に関する要綱第9条の規定により通知します。

- 1 登録指導者の氏名
- 2 登録取消しの理由

以上